

## 「各種預金規定」改正のお知らせ

お客さま各位

当庫では、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とし、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みとして、2026年10月1日付で各種預金規定を下記のとおり改正いたします。なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

当庫では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正日

2026年10月1日（木）

#### 2. 改正内容（証券類の受入れ）

**「他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止」による改正**

#### 3. 改正預金規定

普通預金規定・無利息型普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定

定期預金共通規定・積立定期預金規定・通知預金規定・定期積金（スーパー積金）規定

#### 4. 各種預金規定の改正部分新旧対照表

※下線部が改正箇所

新	旧
<p>【普通預金規定】 【無利息型普通預金規定】 【貯蓄預金規定】 【納税準備預金規定】</p> <p><b>2.（証券類の受入れ）</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、<u>他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～ (5) 現行どおり</p>	<p><b>2.（証券類の受入れ）</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>

<p>【定期預金共通規定】</p> <p><b>1. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>【積立定期預金】 【通知預金規定】</p> <p><b>3. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>【定期積金（スーパー積金）規定】</p> <p><b>2. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 現行どおり</p>	<p><b>1. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>3. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>2. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p>
---	--

以上